

## 安全保障輸出管理に係る対応について

海洋研究開発機構

## 1. 研究船における安全保障輸出管理

武器や軍事転用可能な貨物・技術が、日本及び国際社会の安全を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐために、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理規制があります。大学や研究機関を含む全ての輸出者は、外為法に基づき適切な輸出等（貨物輸出及び技術提供）を行うことが義務づけられています。

研究船を利用した研究活動においても、安全保障輸出管理に係る対応が必要です。研究船で使用する観測機器等は、外国で荷下ろしをする場合のみならず、日本の領海の外で研究船から切り離して使用する場合には法令上「輸出」とみなされます。例えば、機材の海底設置や海中投入などは、目的が自己使用であり、使用後に回収し持ち帰る場合においても輸出行為に該当します。

領海外へ輸出する貨物が、輸出貿易管理令（輸出令）別表第1に該当する場合には、事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。また、研究船内において、外国人（非居住者）に前述の規制該当貨物の使用技術等を教えることは役務取引（技術の提供）に該当し、事前に経済産業大臣の許可を要する場合があります。

## 2. 研究船で輸出等を行う際の手続き

貨物を研究船に持ち込む方は、まず、機材・機器のうち、輸出対象となる機材の有無を確認してください。上述の通り、船舶から切り離して使用する機材が対象で、地震計などの海底設置物、海中投入物、AUVなどが該当します。また、一緒に乗船する非居住者に対して、規制該当貨物の使用技術等の教授や技術資料の提供等の役務取引（技術の提供）の有無も確認してください。

確認の結果、研究船で輸出対象物等がある場合、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理規制への該非について、所属機関の安全保障輸出管理の担当部署へ問い合わせ、輸出の許可を受けてください。手続きは各機関で定められていますので、所属機関の安全保障輸出管理担当部署にご相談ください。なお、経済産業省への許可申請が必要な場合には、審査期間（通常1～2ヶ月程度）を考慮し、それに間に合うよう早めに手続きを行ってください。

## 3. 留意点

貨物の輸出に際して、研究船等への積み込み等が輸出の時点とみなされます。実際に領海の外に船舶から放す時点ではないことにご留意ください。そのため、積み込み時点で、輸出許可を受けていない規制該当貨物（研究機材等）は出港前であっても船舶への搭載はできません。積み込み時期を考慮して、所属機関で手続きを行い、輸出の許可を得てください。特に長期にわたる航海の場合には、機材の積み込み時期が実際の観測時期の数か月前になることがあります。運航計画を確認のうえ、早めに手続きを行い、輸出の許可を受けてください。

以上